

# 第 1 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録

日 時 平成 1 5 年 1 1 月 1 日 ( 土 )

場 所 白石町公民館 2 階ホール

白石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会

第 1 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録						
招 集 年 月 日	平成15年11月1日(土)					
招 集 場 所	白石町公民館2階ホール					
開会日時及び宣告	平成15年11月1日午前10時35分	議長	喜多輝昭			
会議録署名委員	片 淵 弘 晃		江 口 剛 太 郎			
出席委員並びに 欠席委員  出席 18名 欠席 1名  凡 例 出席 x 欠席	委 員 氏 名		出欠 等	委 員 氏 名		
	会 長	喜 多 輝 昭		委 員	北 村 美 佐 子	
	副 会 長	小 池 善 夫		委 員	副 島 正 典	
	委 員	山 崎 昭 維		委 員	堤 熊 雄	
	委 員	片 淵 弘 晃		委 員	龍ヶ江 淑 子	x
	委 員	栗 山 紀 平		委 員	片 淵 一 吉	
	委 員	小 野 茂		委 員	樋 口 和 敏	
	委 員	田 中 昭		委 員	古 賀 キヨミ	
	委 員	久 原 房 義		委 員	高 尾 茂	
	委 員	江 口 剛 太 郎		委 員	中 野 哲 太 郎	
委 員	香 月 幸 雄					
監 査 委 員	福 地 弘 男		陣 内 護			
幹 事 会 等	幹 事 長	大 串 和 夫	副 幹 事 長	川 崎 啓 義		
	副 幹 事 長	鐘ヶ江 武 勇				
合 併 協 議 会 局 事 務 局	事 務 局 長	上 野 達 馬	調 整 班 長	相 浦 勝 美		
	事 務 局 次 長	鮎 川 慎 吾	総 務 班	木 須 英 喜		
	総 務 班 長	小 池 武 敏	計 画 班	川 崎 常 弘		
	計 画 班 長	古 田 正 孝	調 整 班	堤 和 彦		
会 議 次 第	別 紙 の と お り					
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り					

第 1 回 白 石 ・ 福 富 ・ 有 明 3 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引		
事 件 番 号	会 議 録 事 件 名	頁 数
	開 会	1
	会 長 挨 拶	2 ~ 3
	委 嘱 状 交 付	3
	協議会委員、監査委員、幹事会幹事及び事務局職員の紹介	3 ~ 4
	会議録署名委員の指名について	4
報告事項		
報告第 1 号	白石・福富・有明3町合併協議会規約について	4 ~ 6
報告第 2 号	協議会規約に関する協議書について	1 ~ 2
報告第 3 号	白石・福富・有明3町合併協議会幹事会設置規程について	6 ~ 8
報告第 4 号	白石・福富・有明3町合併協議会事務局規程について	
報告第 5 号	白石・福富・有明3町合併協議会財務規程について	
報告第 6 号	白石・福富・有明3町合併協議会現金預入金融機関について	
報告第 7 号	白石・福富・有明3町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	
報告第 8 号	白石・福富・有明3町合併協議会公印規程について	
報告第 9 号	白石・福富・有明3町合併協議会傍聴規程について	
報告第 1 0 号	平成 15 年度白石・福富・有明3町合併協議会会計予算について	8 ~ 1 0
報告第 1 1 号	各種業務の調査委託について	
報告第 1 2 号	白石・福富・有明3町合併協議会の協議のあり方について	1 0 ~ 1 1
協議事項		
協議第 1 号	白石・福富・有明3町合併協議会運営規程（案）について	1 1 ~ 1 3
協議第 2 号	合併協定項目について	1 3 ~ 1 5
協議第 3 号	合併の方式について	1 5 ~ 1 6
協議第 4 号	新町の名称（公募）について	1 6 ~ 3 5
そ の 他	今後の白石・福富・有明3町合併協議会の日程について	3 5 ~ 3 6
	協議会体制について	
	閉 会	3 6

# 第1回 白石・福富・有明3町合併協議会会議次第

日 時 平成15年11月1日(土)  
場 所 白石町 公民館 2階ホール

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 委 嘱 状 交 付

4. 協議会委員、監査委員、幹事会幹事及び事務局職員の紹介

5. 会議録署名委員の指名について

6. 議 題

## (1) 報告事項

- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 報告第1号  | 白石・福富・有明3町合併協議会規約について                 |
| 報告第2号  | 協議会規約に関する協議書について                      |
| 報告第3号  | 白石・福富・有明3町合併協議会幹事会設置規程について            |
| 報告第4号  | 白石・福富・有明3町合併協議会事務局規程について              |
| 報告第5号  | 白石・福富・有明3町合併協議会財務規程について               |
| 報告第6号  | 白石・福富・有明3町合併協議会現金預入金融機関について           |
| 報告第7号  | 白石・福富・有明3町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について |
| 報告第8号  | 白石・福富・有明3町合併協議会公印規程について               |
| 報告第9号  | 白石・福富・有明3町合併協議会傍聴規程について               |
| 報告第10号 | 平成15年度白石・福富・有明3町合併協議会会計予算について         |
| 報告第11号 | 各種業務の調査委託について                         |
| 報告第12号 | 白石・福富・有明3町合併協議会の協議のあり方について            |

## (2) 協議事項

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 協議第1号 | 白石・福富・有明3町合併協議会運営規程(案)について |
| 協議第2号 | 合併協定項目について                 |
| 協議第3号 | 合併の方式について                  |
| 協議第4号 | 新町の名称(公募)について              |

## (3) その他

今後の白石・福富・有明3町合併協議会の日程について  
協議会体制について

7. そ の 他

8. 閉 会

<p>局 長</p>	<p style="text-align: center;">( 開 会 )</p> <p>皆様、こんにちは。先ほどの発会式につきましては、本当にありがとうございました。</p> <p>委員の皆様方全員さんお揃いでございますので、ただいまより第1回白石・福富・有明3町合併協議会を開催いたします。</p> <p>申し遅れましたが、私、議長が決定するまでの間、会の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議事進行の都合上、まず、白石・福富・有明3町合併協議会規約に基づく報告であります報告第2号【協議会規約に関する協議書について】を私の方からご報告をさせていただきます。</p> <p>皆様方のお手元に資料をお渡ししておりますが、資料の6ページをご覧ください。「白石・福富・有明3町合併協議会規約に基づき3町の長が協議して定める事項」についてご説明を申し上げます。</p> <p>合併協議会の規約には、3町の長が協議して定める事項が5項目ございます。その5項目の協議結果につきまして、これからご報告をいたします。</p> <p>まず、合併協議会規約第6条関係の会長及び副会長についてです。会長につきましては、福富町長 喜多輝昭様、副会長につきましては、有明町議会議長 小池善夫様をお願いをしております。</p> <p>続きまして、規約第7条の学識経験を有する委員についてです。各町3名ずつの9名と、佐賀県から市町村課長様の合計10名の方に学識を有する委員としてお願いすることにしております。委員名簿につきましては、1ページに添付をしておりますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>次に、規約第13条の事務局職員についてです。事務局職員につきましては、白石町から3名、福富町、有明町からそれぞれ2名、県から派遣1名、臨時職員として福富町、有明町からそれぞれ1名、合計10名体制をとらせていただいております。</p> <p>次に、規約第14条の経費の負担の件でございます。合併協議会経費の各町の負担割合は、均等割及び人口割を基本としております。その割合は50対50で負担をすることになっております。</p> <p>最後になりますが、規約第16条の監査委員の選任の件でございます。監査委員は、規約第16条によりまして、3町の監査委員の中から2名の方をお願いすることになっております。今回、白石町の福地弘男様、有明町の陣内護様をお願いをしております。</p>
------------	---

<p>会 長</p>	<p>以上、ご報告を終わります。</p> <p>それでは、ここで喜多町長様、小池議長様、会長、副会長の席へ移動をお願いいたします。皆様方、拍手でよろしくをお願いいたします。(拍手)</p> <p>それでは、協議会規約によりまして議長は会長となっておりますので、これからの議事進行につきましては、会長であります喜多町長にお願いをいたしたいと思えます。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただいて、議事を進めていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p> <p>私、福富の喜多でございますけれども、3町でもって発足いたしますこの協議会の会長をやれということでございますけれども、非常に責任が重く、また、大変恐縮をいたしておるところでございます。しかしながら、与えられた任務はちゃんと遂行していきたいということで考えておるところでございます。</p> <p>先ほどは、白石・福富・有明3町合併協議会の発会式が、皆様方のご協力をいただきまして盛会裏に開催することができましたこと、まずもってお礼を申し上げる次第でございます。これもひとえに皆様方のおかげだと感謝いたしておるところでございます。</p> <p>6町合併協議会は解散いたしましたわけでございますけれども、これも先ほど挨拶で申し上げましたように、信頼関係が持てなくなった、あるいはそういうことが非常に損なわれたということが1つの大きな原因でありまして、一言で言うならばそういうことでございますけれども、これからはこれまでのことを反省しながら、そして、3町でのよさなり、あるいは特性、こういうことを活かして活力のある町づくりを進めていきたいということでの話を進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>特に、いろいろ話がございましたように、3町は農業を中心とした生産基盤関係、あるいは歴史、文化、こういう面で共通するものが非常に多く、そしてまた、古くから人的交流が盛んでございます。</p> <p>こういうことから、委員の皆様におかれましても、先ほど挨拶でも申し上げましたように、お互いが協調して、そして、最終目標であります合併に向けて活力のある町づくり、あるいは魅力のある町づくりができるものというふうに私も確信をいたしておるところでございます。どうかひとつ皆さん方のご協力、そしてまた、ご指導を得ながら、微力ではございますけれども、精いっぱい会長としての職務、また、議長としての職務を全うしていきたいというふうに考えておる所存でございます。</p>
------------	---

<p>議 長</p> <p>局 長</p>	<p>どうかひとつよろしくお願いを申し上げます、私のご挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>それでは、早速でございますけれども、この後、委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">( 委 嘱 状 交 付 )</p> <p>続きまして、協議会委員、監査委員、幹事並びに事務局の紹介を事務局の方からいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、私の方からご紹介をさせていただきます。</p> <p>最初に、協議会の委員の方々をご紹介いたします。委員の名簿につきましては、協議会次第の2ページをご覧くださいと思います。紹介につきましては各町ごとに行いますので、ご了承方よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、会長様でございます。白石・福富・有明3町合併協議会会長であります福富町長喜多輝昭様です。同じく副会長であります有明町議会議長 小池善夫様です。</p> <p>次に、白石町からご紹介をさせていただきます。白石町長 山崎昭維様、白石町議会議長 栗山紀平様、同じく町議会副議長 田中 昭様、学識経験者として香月幸雄様、北村美佐子様、副島正典様。</p> <p>次に、福富町をご紹介いたします。福富町議会議長 小野茂様、同じく町議会副議長 久原房義様、学識経験者として堤熊雄様、片淵一吉様、龍ヶ江淑子様につきましては本日ご欠席でございます。</p> <p>次に、有明町をご紹介いたします。有明町長 片淵弘晃様、町議会議員 江口剛太郎様、学識経験者として樋口和敏様、古賀キヨミ様、高尾茂様。</p> <p>最後に、佐賀県の方から総務部市町村課長 中野哲太郎様。</p> <p>以上が協議会の委員の方々です。</p> <p>続きまして、監査委員の方々のご紹介でございます。白石町監査委員 福地弘男様、有明町監査委員 陣内護様。</p> <p>次に、幹事会の方々のご紹介です。幹事長の白石町助役 大串和夫様、副幹事長の福富町助役 鐘ヶ江武勇様、同じく有明町助役 川崎啓義様。ほかに幹事会の幹事といたしまして、3町の総務課長と企画課長がご就任をされております。</p> <p>最後に、事務局職員のご紹介をいたします。職員の名簿につきまして</p>
-----------------------	--

議 長	<p>は、お手元の資料の 37 ページをご覧いただければと思います。ここに整列をしております職員、総勢 10 名でこれから 3 町の合併業務を行ってまいります。今後とも、皆様方よりしくお願いいたします。</p> <p>以上をもってご紹介を終わります。</p> <p>委員の皆さん初め、協議会の関係の方々のご紹介をいただきました。今後とも、合併協議会の運営につきましてはご協力いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>なお、この協議会は、事務局において議事録を作成することといたしておりますので、議題に移らせていただく前に会議録署名委員の選任をさせていただきたいと思っております。誠に僭越でございますけれども、順番でその都度選任をさせていただくこととなりますけれども、議長の私において指名をさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、私の方から指名をさせていただきます。</p> <p>本日は、有明町の片淵弘晃委員、江口剛太郎委員の 2 名の方に議事録署名委員をお願いいたします。よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、早速、本日の議題に入らせていただきます。</p> <p>まず、報告事項につきまして、事務局から説明をいたさせます。</p>
局 長	<p>ここで幹事長様、副幹事長様、前の方に移動をよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、報告第 1 号【白石・福富・有明 3 町合併協議会規約について】のご報告をさせていただきます。</p> <p>要点のみをご説明申し上げます。</p> <p>第 1 条の協議会の設置についてでございます。今後、3 町において具体的に話し合う公式な協議の場ということで、これにつきましては地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして協議会を設置するものでございます。3 町とも 10 月 14 日の臨時議会に提案をなされ、議決をいただいたところでございます。設置届につきまして佐賀県知事に提出をされております。</p> <p>それから、第 3 条の協議会の事務の件でございます。1 号では、3 町の合併に関する協議ということで、これは今後、合併の実施に向けた合</p>



併に関する協議をお願いするものであります。2号関係でございますが、合併特例法の第5条に関連する市町村建設計画の作成でございます。合併した場合における新しい町の将来ビジョンなどを協議することになります。

第6条の会長及び副会長につきましては、既にご報告をしましたように、3町の長が協議して選任されたところでございます。

次に、7条の委員についてでございます。委員の構成メンバーですが、3町の町長、議会議長及び議会が選出する議員1名、3町の長が協議して定めた学識経験を有する者ということで各町から3名ずつ、それから県から1名、総勢19名の委員構成になっております。

次に、4ページをお開きください。第10条（会議の運営）についてでございます。会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとなっております。本日の会議につきましては、19名中18名の出席でありますので、この要件は十分満たしております。第2項では、会長は、会議の議長となるということで議事進行をお願いしたいと思います。

第12条の幹事会について、幹事会の設置の件でございます。先ほどご紹介しましたけれども、協議会に提案する必要な事項について協議または調整するため幹事会を設置することにしております。詳細につきましては、後だっでご説明をいたします。

第16条の監査でございます。協議会の出納の監査は3町の長が協議し、3町の監査委員のうちから2名に委嘱して行うことになっております。先ほど報告をいたしました2名の方が就任をされております。

17条の報酬及び費用弁償についてです。第1項には、「協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる」ということになっております。ただし、支給対象は別に規程を設けています。第2項につきましては、報酬と費用弁償の額を定めております。この金額は、杵島6町の報酬と費用弁償の額と同じ額ということにしております。

なお、本日、出席をされておられます委員の方々の報酬、費用弁償につきましては、予算もまだ成立をされておられませんので、次の回にお支払いをさせていただきますので、ご了承のほど、よろしく願います。

5ページをお願いいたします。最後に附則です。この規約は、平成15年11月1日、本日から施行するものでございます。

以上でご説明を終わります。

議	<p>長 規約関係について説明いたしましたけれども、皆さん方からのご意見はございませんか。これはほとんど6町のものを参考にさせていただきながら、3町のものとしたしております。そういうことでよろしゅうございますか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 ありがとうございます。</p> <p>報告第2号については終わっておりますので、続きまして、報告第3号から報告第9号まで一括して事務局から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。</p>
次	<p>長 報告第3号から第9号まで一括して報告させていただきます。かなりボリュームがございますので、端折った説明になろうかと思いますが、よろしく願いいたします。</p> <p>先ほど説明がございました協議会規約の中に「会長が定める」という部分がございます。その会長が定める部分が今から申し上げます規程という形になります。</p> <p>まず、報告第3号【白石・福富・有明3町合併協議会幹事会設置規程】ですが、協議会規約の12条の規定に基づいて幹事会を設置するとなっておりますので、その幹事会に関する規程を設けているところでございます。</p> <p>第2条に所掌事務と掲げておりまして、この協議会に提案をいたします最終調整などを行っていくということでございます。位置づけといたしましては、事務レベルの最高機関ということであります。</p> <p>また、第3条に幹事会の構成がありますが、先ほどご紹介いたしましたように、助役さん方が幹事長、副幹事長、それと幹事に3町の総務課長さん、企画課長さんという形になっております。</p> <p>第7条に専門部会というのがございまして、「置くことができる」となっております。この専門部会につきましては、資料の36ページのようなことで各専門部会を設けることにしておりまして、今回は専門部会を11設けております。それぞれ各町の課長さん、係長さん、あるいは係長さんクラスの方がなられておりまして、各専門部会の委員につきましては大体6名から18名ということで、各専門部会によって構成員が違うというような状況でございます。</p> <p>続きまして、資料の9ページですが、報告第4号【白石・福富・有明</p>

3町合併協議会事務局規程について】であります。

事務局規程は、協議会規約の第13条第3項により派生したものでございます。

事務局の所掌事務といたしまして、第2条にありますように、協議会の会議に関すること、協議会の協議資料の作成、協議会の庶務というようなことが掲げられております。

第3条、第4条に組織体制あるいは職員等ということがございますが、これにつきましては資料の一番最後に事務局体制の図をつけておまして、局長、次長、総務班、計画班、調整班ということでそれぞれの業務内容もつけておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、11ページの報告第5号【白石・福富・有明3町合併協議会財務規程について】です。

この財務規程は、規約の第15条に基づくものであります。

第2条に、「会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない」となっております。本来であれば年度当初につくるわけですが、資料の12ページに附則とございますが、今日、発足ということで、ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中に「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるということで、本日、予算についてはまたご説明をさせていただきたいと思っております。

また、第4条の区分ですが、これは資料の13ページに歳入歳出について款、項、目をつくっておりますので、よろしくお願いたします。

また、第5条に、「会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない」ということで、協議会に関する現金、そういったものを預けるわけですが、これにつきましては資料の14ページ、これは報告第6号という形になりますが、合併協議会事務局が白石町にあるということから、協議会の現金の預け入れ金融機関については、株式会社佐賀銀行白石支店ということにしております。

続きまして、資料の15ページ、報告第7号【白石・福富・有明3町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について】です。

本規程は、規約第17条の規定に基づくものですが、通常の報酬、費用弁償というのは規約の中に設けられているところでございますが、その他必要な部分について、この規程を設けております。

また、第2条に「支給対象」とございまして、3町長、その他の常勤職員以外の者に支給いたしますということです。

	<p>第3条につきましては、「協議会の職務を行うために出張したとき」ということで、東京のシンポジウムとか、そういったものに協議会の委員さんが委員という立場で行っていただくときには、下の方でございますが、そういった規定に基づいて旅費を支給することになります。</p> <p>続きまして、報告第8号【白石・福富・有明3町合併協議会公印規程について】でございます。資料は16ページです。</p> <p>本規程は、規約第19条に基づく規程でございます。</p> <p>協議会の公印につきましては、3つ用意しております。第2条にございますが、庁印ということで協議会印、それと職印ということで協議会の会長印、それと協議会事務局長印という2つの公印を設けておまして、以上3つの公印を設けております。いずれも保管者は事務局長となっております。</p> <p>最後に、報告第9号【白石・福富・有明3町合併協議会傍聴規程について】でございます。</p> <p>傍聴規程につきましては、第2条に「会議の傍聴人の定員は、定めのないものとする」ということで、今回は傍聴人の定員は定めておりませんので、来られた方すべてを傍聴人という形で受け入れたいと思っております。</p> <p>第4条に入ることができない者の規程、それと第5条に傍聴人として来られた方について守っていただくべき事項、そういったものを規定しておりますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上、駆け足でしたけれども、報告第3号から報告第9号の報告にかえさせていただきます。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたけれども、報告第3号から9号について何か質問がございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ないようでございますので、報告第3号から報告第9号までは報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第10号【平成15年度白石・福富・有明3町合併協議会会計予算について】、報告第11号【各種業務の調査委託について】を議題といたします。</p> <p>事務局から報告をお願いいたします。</p>
総務班長	<p>報告第10号【平成15年度白石・福富・有明3町合併協議会会計予</p>

算について】のご説明をいたします。

21ページをご覧いただきたいと思います。第1条で今年度の協議会の予算総額につきまして15,730千円といたしております。

内容につきましては、事項別明細書の23ページをご覧ください。

まず、歳入についてですが、協議会負担金としまして15,728千円をお願いいたしております。

内訳でございますが、まず、各町の負担金ですが、各町の負担割合を均等割で50%、人口割で50%ということで右側の数字になっております。

県の支出金でございますが、これにつきましては佐賀県の方から交付されます市町村合併協議会支援補助金、6町の協議会でも交付いただいておりますが、3町合併協議会への交付もなされるというふうな要綱の改正がなされております。そこで、次回の協議会で補正予算として計上する予定にいたしております。

次に、歳出の説明をいたします。24ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、会議費でございますが、協議会の開催予定につきましては、6回を予定いたしております。それに予備を加えまして、委員さんの報酬、費用弁償、会議録の業務委託費等を計上いたしております。

25ページをご覧いただきたいと思います。事業費のうち調査費につきましてですが、委託料としまして、新町の建設計画の策定業務委託料としまして2,000千円、条例、規則の支援業務委託料として1,000千円、電算システム調査業務委託料としまして2,000千円を計上しております。

広報啓発費につきましてですが、需用費の中の印刷製本費につきましては、協議会だよりの発行経費ということで、毎月1回の発行予定にいたしております。それから、ホームページにつきましても、今月から早速開設していく予定にいたしております。

次に、26ページをお願いします。26ページにつきましては事務費ですが、これは事務局の運営に必要な経費ということで1,490千円をお願いいたしております。項目につきましてはご確認をいただきたいというふうに考えます。

予備費の503千円を合わせまして、15,730千円をお願いいたしております。

以上、簡単ですが、予算の説明を終わります。

引き続きまして、27ページ、報告第11号【各種業務の調査委託に

	<p>ついて】ですが、各種業務の調査委託というふうなことでご報告をいたします。</p> <p>基本的には、6町でのデータをなるべく有効に活用したいというふうな趣旨から、6町で契約をお願いしておりました業者に委託するというふうなことでございます。委託内容、委託先につきましては、ここに掲げておるとおりでございます。</p> <p>期間も短期間ですというふうなこともございますので、早速、調査業務を行っていく予定にしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>報告第10号及び報告第11号について説明をいただきましたけれども、皆さん方から何か意見はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、報告第10号及び報告第11号は、報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第12号【白石・福富・有明3町合併協議会の協議のあり方について】でございますが、僭越でございますけれども、私の方から説明をいたします。</p> <p>28ページを見ていただきたいと思います。白石・福富・有明3町合併協議会の協議のあり方についてでございますが、「白石町、福富町、有明町の3町長は、杵島6町合併協議会における反省の上に立ち、下記のことを申し合わせる」としております。</p> <p>記として、「協定項目のうち基本的協議事項については、最優先に協議を行い、速やかに確認できるよう努力することとする。」</p> <p>2番目に、「行政サービス及び住民負担の水準などについては、杵島6町合併協議会で確認したことを最大限尊重する。具体的な水準の調整は、白石・福富・有明3町合併協議会で検討されることとなるが、調整方法としては3町の中位の水準とすることを基本とする」と。特にこのことを考えましたのは、3町は比較的、全体的に大きな違いはございません。そういう中でものを考えるときに、やはり3町の平均的なもの考え方からスタートをしていきたいと思いますので、その点もよろしく願いいたします。平均にきなさいということではなくて、物事の考え方をそういうことを基本として話をしていくということでございます。</p> <p>3番目が、「行政サービス及び住民負担の水準などについて、国県の</p>

	<p>財政支援及び暫定的な措置として調整などを実施した場合には、3年を目途に適正水準にすることとする」ということでございます。</p> <p>それから、特にここには書いてございませんけれども、協議会のあり方としては、先ほど発会式の中でも挨拶、あるいは副会長さん、その他の方々からご意見がありましたように、やはり十分意見を出していただいて、そして、よりよい意見を取りまとめていくことになるわけですが、特に少数意見を無視するとか、そういうことは私はいけないだろうというふうに思います。そういう意味では、言うならば多数意見だけで物事を考えていくのではなくて、少数意見も意見は意見として参考にしながら、最もよい意見の集約をしていくということが大事だろうと。そのためには、結果としては協調していただく、あるいは妥協していただくということになるかもわかりませんが、そういう点もぜひ皆さん方のご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>以上、協議会の協議のあり方について説明をいたしましたけれども、皆さん方から何かご意見等あれば出していただきたいと思います。基本的にはそういう考え方でよろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしということでございますが、この協議会の協議のあり方については、協議をしていく中でまた何か問題がございましたら、その都度やらなければいけないこともあるかもわかりませんが、ひとつよろしくお願いいいたします。</p>
	<p>では、協議項目に入らせていただきます。</p> <p>協議第1号【白石・福富・有明3町合併協議会運営規程（案）】について協議をいたします。</p> <p>事務局からよろしくお願いいいたします。</p>
局 長	<p>それでは、事務局からご説明をいたします。</p>
	<p>協議第1号【白石・福富・有明3町合併協議会運営規程（案）について】のご説明を申し上げます。</p> <p>資料につきましては、29ページをお願いいたします。概要のみをご説明申し上げます。</p> <p>第1条の趣旨に掲げておりますように、協議会の会議の運営に関しまして必要な事項を定めております。</p> <p>第4条につきましては、会議の開会及び閉会につきまして議長が宣告することになっております。</p>

第4条2項では、委員は、議長の許可を得た後、発言することによりあります。これは会議録を作成しておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

第5条でございますが、会議の進行でございます。会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則としております。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めることができると定めております。

第6条の会議の公開です。会議は、原則として公開するものとしております。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとしております。

第8条の会議録等の閲覧でございます。8条では、「何人も、会議録及び会議に提出された文書の閲覧を請求することができる」としております。

さらに、2項では、「閲覧に供する会議録等は、原則として当該文書の写しとする」としております。

次のページをお願いいたします。先ほど申し上げました閲覧の請求があった場合に、6項につきましては、閲覧請求者は、実費を負担していただいて会議録等の写しの作成を求められることができるということです。

第10条の会議録署名委員の件でございます。会議録署名委員につきましては2名といたしまして、議長が会議において指名することといたしております。

次に、31ページをお願いいたします。「白石・福富・有明3町合併協議会運営申し合わせ事項(案)」についてご説明をいたします。

この申し合わせ事項は、合併協議会運営規程を補完するものとして、次のとおり定めるものでございます。

開催日程でございます。(1)の開催日につきましては、原則といたしまして毎月開催するように計画しております。(2)の会議時間は、開始を午後1時30分からと予定しております。(3)の開催場所は、傍聴関係者を考慮いたしまして、各町持ち回りとしております。開催時期、開催場所等は、その他のところで説明をいたします。

2番の協議の方法についてです。協議事項につきましては、原則として、その内容説明を行った後で質疑及び協議を行うこととしております。杵島6町合併協議会では、事前提案方式ということで、提案から協議まで約1カ月ばかりの期間があったわけですが、今回は提案説明の後、すぐに協議をしていただくということになりますので、委員の皆様方、よろしくご承知おきのほどお願いいたします。



	<p>次に、3番の資料提供の取扱いです。傍聴者は、傍聴規程でも説明しましたように制限は設けておりませんが、資料につきましては先着30名の方に配布することにしております。これは杵島6町の実績から判断したものでありまして、資料を必要以上に用意しましても無駄ということになりますので、こういう措置をとらせていただくこととしております。不都合等が生じましたら、今後、見直していくこととしております。</p> <p>次に、4番の協議会の欠席についてです。協議会をやむを得ず欠席される場合は、事前に事務局の方までご連絡をお願いいたします。参考までに、事務局の電話番号につきましては71の5266番でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、5番の代理出席の件です。委員の代理出席は、原則として認めないこととしております。ここにただし書きを設けておりまして、このようなことが生じた場合につきましては協議会で協議をすることとしております。</p> <p>最後に、6番の発言についてです。協議会において各委員が発言をする場合は、会議録を作成することもありまして、議長の許可を得て、町名及び氏名を最初に言ってからご発言をしていただくようお願いいたします。</p> <p>以上、ご説明を終わります。</p>
議 長	<p>協議第1号【白石・福富・有明3町合併協議会運営規程(案)】の説明、申し合わせまで含めて説明いただきましたけれども、皆さん方、これについて何かご意見がございましたら出していただきたいと思えます。このような形でよろしゅうございますか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>それでは、こういう形で運営をさせていただくということでご了承いただいたものとして処理をさせていただきます。(案)を消していただくことでよろしくお願いいたします。</p> <p>協議第2号【合併協定項目について】でございますが、事務局から説明をいただきながら、また皆さんのご意見を賜りたいと思えます。事務局、よろしくお願いいたします。</p>
局 長	<p>それでは、協議第2号【合併協定項目について】のご説明をいたします。</p> <p>32ページをご覧いただきたいと思えます。調整の具体的内容にあり</p>

	<p>ますように、協定項目につきましては47項目、小項目を含めまして51項目とすることでの提案であります。各町の事務をすべてこの中で決めることは、事務レベルからいたしまして困難でございますので、合併の是非を判断するための協議が必要な項目、こういって47項目としているところでございます。</p> <p>合併協定項目 といたしまして、基本的協議事項ということで1番から5番まであります。合併の方式、合併の期日、新町の名称、新町の事務所の位置、財産の取扱い、これまでが合併に先立ちまして基本的な協定項目ということになります。これが合併の是非を協議する場合の最重要項目ということになります。ほかの項目に先駆けてこの項目につきましては協議をしていただくようにしております。</p> <p>合併協定項目 といたしまして、合併特例法に規定されている特例の協議事項ということで6番から10番まで5項目があります。これにつきましては特例を適用するのか、しないのかということの協議をお願いしたいと思っております。</p> <p>合併協定項目 といたしまして、その他必要な協議事項ということで11番から47番までの項目につきましては、3町間で今後協議をお願いすることといたしております。</p> <p>なお、このほかに必要な協議項目が生じた場合につきましては、協議会にお諮りをしながら検討していきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。</p> <p>以上、協議第2号につきましての説明を終わらせていただきます。</p> <p>協議第2号につきまして説明がございましたけれども、これは皆さん既にご承知のとおり、6町協議会では協議項目が48項目、48項目の中で今回3町協議会で必要ない部分は病院経営の部分でございます。あとは全部一緒でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。意見ございませんか。</p> <p>白石の副島でございます。大変細かいことですが、項目の16-1に「商工会議所、婦人会等」とございますけれども、3町には商工会議所は存在しませんので、文言の訂正ということをお願いしたいと思います。</p> <p>今、商工会議所については、3町にはないということでございますので、“議所”の字句を削除するというところで処理をさせていただきます。</p>
議 長	
副 島 委 員	
議 長	

局 長	<p>「商工会議所」ということを改めまして「商工会」に訂正という形でお願ひしたいと思ひます。</p>
議 長	<p>先ほど事務局から申し上げましたとおり、修正をさせていただきます。皆さんのお手元の資料も、そういうことで訂正をよろしくお願ひいたします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ほかにないようでございますので、協議第2号につきましては、確認済みとさせていただきます。</p> <p>協議第3号【合併の方式について】を事務局から説明いたさせます。</p>
局 長	<p>協議第3号【合併の方式について】のご説明を申し上げます。</p> <p>33ページをご覧ください。合併の方式につきましては、調整の内容にありますように、「白石町、福富町、有明町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする」との提案内容でございます。</p> <p>「市町村の廃置分合」ということで掲げております。これは地方自治法第7条に掲げられておりまして、「廃置分合」とは、法人格の変動を伴う地方公共団体の区域の変更であり、通常、分割・分立・合体及び編入の4種類を指すものでございます。</p> <p>それから、「合体とは」ということの解釈でございます。2つ以上の地方公共団体を廃して、その区域をもって1つの地方公共団体を置くということで、これが新設合併を指すものでございます。</p> <p>それから、「編入とは」ということで掲げておりますけれども、地方公共団体を廃して、その区域を既存の他の地方公共団体の区域に加えるということで、これは編入合併を指すものでございます。</p> <p>いずれの場合にも、地方公共団体の廃止または地方公共団体の設置を伴うものであります。</p> <p>次に、下の方に四角の枠で囲んでおりますが、これにつきましては新設合併と編入合併の違いや、近年の合併事例を参考のために載せております。</p> <p>以上、簡単でございますが、説明を終わります。</p>

議	<p>長 協議第3号【合併の方式について】でございますけれども、これも6町の中では確認ができておりましたけれども、ここにありますように新設合併、いうならば対等合併ということでございます。これについてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 異議ないということでございますので、協議第3号【合併の方式について】は、確認済みとさせていただきます。</p> <p>次に、協議第4号【新町の名称（公募）について】でございますけれども、事務局から説明をお願いいたします。</p>
局	<p>長 それでは、事務局から協議第4号【新町の名称（公募）について】のご説明を申し上げます。</p> <p>34ページをご覧ください。先ほど協議第3号で合併の方式につきまして新設合併をするということで確認をしていただいたところです。新設合併の場合につきましては、合併関係市町村はすべてが廃止をされますので、新しい町の名称を決める必要があります。今回、新しい町の名称の選定方法につきましてご提案を申し上げているところであります。</p> <p>調整の内容といたしまして、「新町名称の選定方法については、一般公募による方法とする」ということになっております。</p> <p>また、調整の具体的内容といたしまして、一般公募による方法は、下の方にありますように、「新町名称募集及び選定要領」によることとしてしているところであります。</p> <p>次に、下の方に「新町名称募集及び選定要領」を載せております。</p> <p>第2条の周知の方法についてでございますが、新しい町の名称募集につきましては、協議会だより、ホームページ、3町の広報誌等によりまして住民への周知を行うこととしております。</p> <p>第3条の応募の条件等についてです。募集の条件、方法、期間等を定めておまして、1号から7号まで設けております。</p> <p>特に、3号の応募資格につきましては、今回は白石町、福富町、有明町の3町に居住する住民を対象に行うこととしております。</p> <p>5号につきましてですが、1つの応募用紙につきまして1人1作品ということでございます。</p> <p>7号の募集期間につきましては、今後の協議スケジュールを考慮いたしまして、平成15年11月17日から1カ月の期間で募集をしたいということで考えております。</p>

	<p>第5条の選定方法についてでございます。</p> <p>1号につきましては、応募多数を前提としないということにしております。これは新しい町にふさわしい名称であれば少数でも採用するということです。</p> <p>2号につきましては、応募作品の1次選定につきましては、幹事会に一任をすることということで、幹事会で応募作品の中から5作品程度選定をすることにしております。</p> <p>3号につきましては、幹事会で選定されました5作品程度の作品の中から、協議会において協議の上、新しい町の名称1作品を決定することにしております。</p> <p>なお、協議による選定が困難な場合につきましては、委員全員による投票ということを決めていただきたいということと考えております。</p> <p>次に、6条関係でございますが、協議会で決定されました新しい町の名称の応募者の中から抽選によりまして「名付け親大賞」と「名付け親賞」を贈ることにしております。</p> <p>以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>協議の中では、これが本日の最後の部分でございますけれども、これは協議の中でも難しい部類の1つだろうと考えております。そういう中で皆さん方の意見を聞きながら、恐らくいろいろと意見もございましょう。そういうことで意見をお願いしたいということ。</p> <p>もう1つは、これは後の話になりますけれども、名称を選定していくときには、6町で協議をいただいた名称の小委員会の委員さんがおられるわけですが、そちらの方でいろいろ協議されたことを参考にしながらやっていく必要もあるだろうと思います。名称の小委員会に入っておられた委員さん方のお力添えもいただきたいというふうに思っております。</p> <p>意見ございませんか。</p>
副 島 委 員	<p>白石の副島でございます。幾つか問題提起とご提案をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、応募条件に関することでございますけれども、「3町に居住する者」ということでございますけれども、これは厳密には住民票があるかどうかという部分、例えば11月1日で住民票が他町にいつてしまった方とか、今、大学等に行っていらっしゃる方で行く行くは帰ってこら</p>

<p>議 長</p>	<p>れる方、そういった方も随分いらっしゃると思いますが、そういった方の細かい住所のチェックをなさるのかということ。</p> <p>それと、応募方法が、過去の話をして申しわけございませんけれども、6町の場合は小中学校に強制的にお願いがされたわけです。そういったことは今回なされないというご提案でございますけれども、やはり小中学生、そういった方からも数多くいただくためには、そういったお願いをすべきじゃないかということ。</p> <p>また、1カ月の応募期間でございますけれども、それは結構ですけれども、ぜひ事前に幅広い広報活動、PR活動を行っていただきたいことを要望いたします。</p> <p>また、先ほど会長の方から、過去、6町合併協議会において名称の小委員会にかかわった方のご意見が必要だということでございましたけれども、幹事会において5作品程度を選定する中で、各町1人ずつ、小委員会に入っていた方がいらっしゃいますので、ぜひその方を入れての幹事会での選定、これも5作品というのが果たしてどうか、もうちょっと多い方がいいかなというふうにも思っております。</p> <p>もう1つ、要領の中に、あえて3町の名前を入れないということが入っておりませんが、可能性として、これは憶測で大変申しわけございませんけれども、今回の3町合併協議会の中で3つの名前があるわけですが、2つがなくなるという可能性がかなりあるような気もいたします。その点、ちょっと疑問も含めてですけれども、入れた方がいいのか、入れない方がいいのかということの議論がもうちょっと必要かなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>今の話は大きく言って応募の範囲とか資格の話が1つ、というのは居住地を限ってしまうという話、もともと本当はある程度広げたいという考えがあったわけです。しかしながら、どうしたらいいかということを通った形で3町に居住する者という形になっておりますから、これは皆さん方のご意見を伺いたい、あるいは小中学校の話もそうですけれども、伺いたいと思います。</p> <p>それから、もう1つは幹事会の中という話の中で、これは後だって幹事会とも相談をしながら、旧名称委員の方々の意見をどういう形で聞いていくのか、こういうことも検討いただきたいというふうに思います。これについても皆さん方からの意見があれば出していただきたいと思っております。</p>
------------	---

	<p>それから、大きく言って3つ目の話ですけれども、名称、町名をどういう形にするかという話の中で、私どもとしては、白石、福富、有明というもともとの3つの名前がどういう形になるかわかりませんが、1つという形になるときに、それぞれの地域でご意見があるだろうと思います。例えば、将来、有明町としようとして仮にしたとすると、白石の人は、「そがん、有明町にしてや」という話もあるかもわからんし、そういういろんな考えがあります。それで、ここであえて旧町名をどうするかと出していないのは、旧町名は絶対いかんという話はなかなか難しいだろうと。言うならば、私どもとしては、極力新しい、本当に将来合併をしたときのふさわしい町の名前がないのかなということを皆さんが公募するときに意見を伺いたい本当の話なんですね。ですから、3町名以外に本当にふさわしい名前を考えていただけるようなものがないのかなというのが非常に希望としてあります。ですから、旧町名がいけないと言うことは必ずしもできないのではないのかなと。最終的にどうなるかわかりませんが、こういうのは。そういう意味では、特に旧町の名前を出していただくのもいいけれども、それ以外のものをむしろ希望するということの意が実を言うところにもって、旧町のことを具体的に書いていないというのはそういう意味がございますので、そこら辺も含めて皆さん方の意見を、これは少し難しいといいますが、問題と言うことがいいのかどうかですけれども、非常に難しい問題でございますので、意見を出していただきたいと思います。</p>
<p>片瀬（一）委員</p>	<p>福富の片瀬です。旧町名を使わないというのはわかりますけれども、今、議長が言われることはわかるんですが、それも含めて新しい町のイメージを強く打ち出そうというのであれば、私は、ここでスタートするという形をとっていただいて、やはり3町名は外していただいてという提案をいたしたいのですが、どうでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>提案は提案としてお受けしたいと思います。ほかに。</p>
<p>香月委員</p>	<p>白石の香月です。応募条件の中に「新町にふさわしい名称」ということがあるんですけれども、基本的にはやはり魅力ある名称が必要だろうというふうに思っていますけれども、「ふさわしい」という文字を出されるということであればある程度の基準が必要になるのではないかとこのように思うんですよ。</p>

	<p>その中で、選定方法の中で「幹事会において5作品程度を選定し、協議会に諮る」という項目が1つ入っております。それとあわせて、その他の項に、8条の中に「新町名称の選定に関し必要な事項については、会長が別に定める」というのがあるわけですね。これを読んでいたら幅が狭くなってきているんじゃないかな、あるいは選定についての条件がここで満たされるんじゃないかな、それは当然なんだろうと思うんですけども、この必要な事項については、事前に協議会の方に示されるのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>今の話は、特に8条の話になるわけですけども、これは非常に難しいということで示されるかどうかというのを、むしろ皆さん方の意見を聞きながら1つ。それから、今意見があったようなことについて即決するのではなくて、やっぱりもう少し、公募していく間は時間がありますから、その中で若干検討ができないのかなということも実はあるわけです。というのは、この協議会の中で決めて、あるいはこれを出します、あれをしますというのも逆に縛りつけてしまうことで難しいかなというふうに思っております。今言われたことは十分わかりますし、今後、公募しながら、そういう選定の問題について皆さんの意見を今後も聞いていく機会をつくっていかねばいけないだろうと思っております。</p>
<p>久原委員</p>	<p>福富町の久原でございます。今日は第1回の協議会ということで、冒頭、発会式があったわけでございますけれども、その中で会長初め、来賓の皆さんからも、今回こそは3町は絶対合併を成し遂げなければいかんという非常に強い決意の中で発会をしたわけでございます。そういった意味で、最初に合併の方式につきましても対等合併だということで、これは全会一致で確認をなされたわけでございます。</p> <p>今回の名称募集については、やはり前回の6町合併の中のいろんな反省を踏まえてということも盛り込まれておりますし、そういった意味からいきますと、前者からも出ましたけれども、2つの町名がなくなって1つの町名が生きるということについては、住民感情として、3町が今回こそはという住民の皆さんの期待も非常に大きい中でもございますので、いろんな意味で発足の中から軋轢が生じないように、この辺にも協議会としては十分配慮しなきゃいかんというふうにも思っております。</p> <p>そういうことから申し上げますと、やはり前回の6町合併のときもございましたように、旧町名といたしますか、現町名は使わないと、募集の対象から外していくと、これがやはり3町が対等であり、フェアな一つ</p>



	<p>の取り組みじゃないかなと。お互い立派な3町のそれぞれの名前でございます。白石、福富、有明、本当にいずれかを残したいという気持ちも山々ございますけれども、ただ、1つの町名だけが生きて、あとの2つの町名が生かされないということについては、やはり町民感情としてはなかなか、立派な合併ということについていささかの不満な点が残るんじゃないかなという思いもいたしますので、この際、思い切って、本当に捨てがたい3町の名前でございますけれども、これは皆さんの心をひとつ抑えて、やはり3町の名称は募集の対象としないということでお互いが、スタートのときですから、ここは非常に大事なポイントだろうと思います。そういうことを皆さんご理解いただいて、どうか使わない方向での検討をお願いしたいというように思います。</p>
議 長	<p>意見は意見として、そういうことでとらえながらいきますが、ほかに白石、有明、どうぞ。</p>
江 口 委 員	<p>有明町議会の江口でございます。ただいまいろいろ町名について議論がなされているようでございますけれども、幸いにして、選定方法として応募多数を前提としないというようなことで頭が上がっておるわけでございます。人口比からしても、当然こういったものを入れていただいたということは、白石町そのものが人口が非常に多いものですから、応募総数で選定された場合は非常にいかななものかなというような気がいたすわけでございます。これからなお一層慎重審議をなされることと思います。</p> <p>私は、個人的に白石平野を愛しておる一人でございます。また、白石地区農協、白石米というのが全国的にも非常に有名になっておりますし、また、福富レンコンにつきましては、さらにいろんなマスコミ等で応援されておりますけれども、その辺の分野を今後こういった形で取り扱っていくのか、そういったことをこれからいろいろ議論の対象としていかれるものと私は期待しておりますので、3町の名前はある程度検討しながら審議をしていただきたいなと思っている一人でございますので、よろしく願いをいたします。</p>
議 長	<p>3町の名前も一部は視野に入れてという意見ですね。こういう意見もございますけど、ほかに。</p>
香 月 委 員	<p>白石の香月ですけども、町名を募るんですけども、その前に協定</p>

<p>議 長</p>	<p>項目の中に字の取扱いがあったかというふうに思っています。この字の取扱いによっては、それを再検討されるかどうかは別として、従来の字名をそのまま使われるのか、再検討されるのか、それによって3町の名前が残るとすることも十分考えられるわけですね、どこかの中に。ですから、まず町名を探る前に字名をどういうふうにするんだということによっても町名の変わり方というはあるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>本当はそういう形のものも必要ですけれども、これは一つのものの考え方でありますから、どちらを先にするかという話ですから。今言われたことは、例えば、福富でいいますと、何々福富ですね、大字福富に入る。6町のときには大字というのは入れないで、何々町何々という話になっておったわけですが、大字というのは福富はどっちも入ってくる、あるいは八平だけ入っていないのを福富を加えるという話になると入ってくるという、それが香月さんが今言われた部分だろうと思います。ただ、有明はそういうことがどうなのかという話もあります。</p> <p>今、いろんな意見が出ておりますから、それはその意見として今聞きながら、だからどうだという話じゃなくて、ほかに白石、有明、あるいは福富、それぞれご意見があれば出していただきたいと思います。</p>
<p>古 賀 委 員</p>	<p>有明の古賀でございます。新町の名称については、皆さん、大変関心が深いですよ。だから、今日は第1回の協議会があるということであちこちに言いまして、あなた方どういうふうな意見をもっていますかということで聞いてまいりまして、先ほどから出ていますけれども、やはり現存している町名は使わないで新しく希望の持てる町名を考えた方がいいという意見が多いんですよ。</p> <p>それで、私もいろんな会合に出ますので、そこで応募の条件等を言わなきゃいけません。そのときにやはり3町の町名はもう使わないでしっかり考えて応募しようということの方が、もしもそれが入ってなかったら、有明と書いてもよかいですかと言われる人がたくさんいらっしゃると思うんですね。やはり自分の町を愛する方たちばかりだと思いますので、ぜひこの応募条件の中にそれを入れていただきたいと私は思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>旧町名は使わないでという、新しい町に、3町にふさわしいといえますか、そういう話でございますけれども、ほかにも意見がございました。</p>

	<p>ら。というのは、実を言うと、ここに出していくときに私も相談を受けたりしながら、あるいは幹事会で検討いただいた部分で、今出ているような意見は難しい部分があったわけです。というのは、これは私の個人的な意見ですけれども、そういう話があったときに私が申しあげましたのは、極力、旧町名は使わないことを希望するみたいな感じでも入れられんとねと、いけないということがいいのかどうかという話を私もさせてもらったことがあります。いうなら旧町名以外のものが望ましいよという話を入れていく、積極的な言葉ではないんですけれども、今、古賀委員さんなり福富の久原委員さんから出た話とはちょっとですね、そこまではいかないけれどもという、中間みたいな話になってしまうかもわかりませんが、そういうことも考えたりしたことはございます。</p> <p>ほかに何か皆さん方、どうぞ出してください。</p>
樋口委員	<p>有明町の樋口でございます。6町のときの名称委員の一人でございます。そのときにまず条件を入れたのが、旧町名を使わないで募集しようじゃないかということを入れたわけでございますが、これはおのおの町の人たちが競争し合い、票を一つでも多く応募するようなことになってきたら収拾がつかないのではないだろうかということもあって、まず旧町名を使わないで募集しようということでしたわけでございます。そして、今回もまた同じように対等合併ということでこれから先進めていかれるわけでございますので、ぜひまた同じように旧町名を使わないで、そして、本当に夢のある町を目指して今回も合併に臨んでほしいという気持ちでございますので、ぜひ旧町名を使わない募集をしていただきたいなと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>どうぞ白石の方、遠慮せんでよかですよ。というのは、先ほど江口委員さんから出たような話もありますから、例えば白石平野とかね、白石云々と名前を意外と使っているということもあります。そういう意味では白石が逆に言いにくい面があるのかなと思って、私、白石の方の意見も出してくださいということを行っていますけど、どうぞ。</p>
北村委員	<p>白石町の北村です。おっしゃるように、3町の名前をいつまでも引きずっていると新しいスタートは難しいものがあるのかなという気もいたします。しかし、この場で、今日始まりました発会式の、第1回のこの場で3町の名前を使わないということに果たしてスタートラインを引い</p>

	<p>ていいものかどうかという、ちょっと懸念している部分がありますのは、やはり住民の方たちの声がそこまで届いているのだろうか。募集をしたときに使ってはいけないという否定的な言い方というのはどうなんだろうかと思います。</p> <p>それと、実際、公募をたくさんされた中で、今、会長さんがおっしゃいましたように、いろいろな名前がいっぱい出てくると思うんですね。そういった中で3町の名前を使わないで新しい町の名前をみんなで、未来の希望をこめていこうということは、選定の中でも新しい町に対するイメージづくりということは十分できると思うんですね。スタートの時点で使わないということが果たして本当に、みんなで一つになろうという決意なのか、それともそれはあえて入れないにしても、いろいろ協議していく中でどういう町の名前を選定していくかという中で、お互いに気持ちを一つにしていく選定の仕方というのものもあるのではないかと。ここで3町のどれかに名前が決まるような危惧が随分出ておりますけど、私は、それよりももっといろいろな名前が出てくることの方に希望を持って、あえて3町の名前を使わないということは入れなくてもいいのではないかと考えています。おっしゃいましたように、白石の立場から言いにくい面はありますが、そういう気持ちです。</p>
議 長	<p>今の意見は、否定的じゃなくて、その意見も一部視野に入れてという1つのとらえ方、後、協議をしていく中で極力使わない方向とか、いろんな意見を取り入れながら協議をしていく中で幅広くというか、そういうことを検討したらどうかというふうに受けとり方としてはとっておりますけれども、ほかに何か意見がございましたら。</p> <p>私が今、話として1つ感じておりますのは、ここでじゃどうするかするということに、あれはいかん、これはいかんという形は余りとりたくないということが実はあります。というのは、やっぱり少数意見とかいろんな意見は、意見は意見として尊重しながら、じゃどうまとめていくかということになるわけですから。どうぞ。</p>
堤 委 員	<p>福富の堤でございます。私は区長をしておりますけれども、他の区長さん方に話をしましたところ、やっぱり1つの、白石が福富か有明、いい名前ばかりでどいとうよんなかというようなことで話をしていたわけです。とにかく1つどこかにすれば、あと2つの方がいろいろあるというような意見がたくさん出ました。それでやっぱりここで新しい別の名前がよくはなかるうかというような意見でございました。町民</p>

<p>議 長</p>	<p>の方もそういうふうに思っていらっしゃるんじゃないかなと思っていませんけれども、これはいろいろ出ている意見の中の1つでございますけれども、そういうことでできるだけ使わないというぐらいにさせていただくことはどうなのかなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>今の堤委員さんの話も、極力使わない、あるいは募集の仕方もそういう形で、余り最初から否定はしないと、否定はしないけれども、という話でした。ただ、今日ここの中で、例えば否定することを即決ということは非常に難しいと思っております、実を言うと。もし否定をすることを皆さんが望まれるということであれば、やっぱりそれなりに今回じゃなくて継続協議にしながらやっていくべきではないのかなというふうに思っております。というのは、即ここで、さあ言い出して即決で否定ということが本当にいいかどうかという問題、今、北村委員さんからもそういう指摘がありましたように。最初から私も言っているように、なかなか否定というのは難しい部分がある。否定することがいけないということじゃないですよ。それをするのであれば今回ここで即決をするというのは非常に難しいということを言っているわけですけども、その点どうでしょうか。</p>
<p>小 野 委 員</p>	<p>福富の小野ですけども、募集期間が1カ月しかないのに、継続審議と言え、先ほど言われるように町民の方々の声を聞きながら立ち上げていくのが順当と思えますけれども、議長は継続だというふうな考え方も言われましたけれども、私は、1カ月しかないのに3町の旧町名を削るかということに対しては、やはり白石の北村さんが言われましたけれども、あと1カ月しかない中で町民に理解をさせるためには、ある程度ここで否定的なことも協議しながら1カ月の部分でよりよき町名を募集すべきではないかというような考えを持ったわけでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>公募については皆さん問題ないだろうというふうに思っております。</p> <p>あと、公募の中では選定というか、地域の話がちょっとありましたけれども、応募をしていただくことについては町外であってもある程度受けつけるとか、そういう形のものが、先ほど言われたように、福富なら福富から出ていった人が応募したとか、あるいは福富周辺の人、あるいは白石、有明の周辺の縁がある人が公募したということに対してそれを</p>

	<p>否定するかどうかという問題ですが、私は、そこまでは余り縛る必要はないだろうと。ある意味から言うと住所確認までせにゃいかんようなことまで必要なのかなというふうに思っております。それはそういうことで公募は、幅広くとはいかないけれども、そういうことを知って公募いただく分は、あるいは親戚の人が来たり、あるいは出ていった人が来たりして公募してみたいということは、それはそれでもいいんじゃないのかなというふうに、これは個人的な考えですけども、1つあります。このことの確認は皆さん方にぜひお願いしたいことと、即ここで決めていくか、決めないかの問題ですね。今言われましたように、時間がないからということだけで何か物事をすべて処理するというのも非常に問題も生じかねませんので、これは1カ月が若干、年いっぱいなら年いっぱいでも若干延びたとしても、私はそういうことを思います。言っていたことはありがたいし、それはわかります。早くしていかんやいかんということもわかりますけれども、そこら辺、皆さん方の意見を出してください。</p>
片瀬（弘）委員	<p>有明の片瀬でございます。いろんな意見が出ていますけれども、議長がおっしゃっているように、いきなりもうそういうものはねぐつてしまおうという論議から始まる前に、みんなでもう一回、3町合併したらいい名前が出てこないかなと想像してみたいと思うんですよ。3町の名前はだめですよということで始まっていいのかなという感じがします。</p> <p>そういうことを含めて、11月17日から募集をしますとなっております。11月17日には2回目の合併協議会があると思うんですよ。だから、それまでみんなでもう一回考えて、よしと決めてきてから決めてはいかがでしょうか。今日いきなり決めてしまっ、ぎくしゃくして話が始まってもしゃうなかって思います。そして、17日ですので、例えば17日から募集が始まるのを18日からにすれば、そのときに結論を出してやったらいかがでしょうか。</p>
小野委員 議長	<p>福富町の小野ですけども、有明の町長さんが言われることはわかりますけれども、そうした場合は3町の旧名を入れながら検討するという形になるわけでしょう。</p> <p>入れながらというよりも、例えば旧町名を使わないということを即決してしまうことがどうかというのは、皆さん、ある程度考えてきていた</p>

	<p>だいているとは思いますが、考える間もなく、そういうことを即決するという事は、十分な意見を聞かないでそういうふうに対応するというのはどうかと。ですから、1つは有明の町長さんも言っていたように、そういうふうに最初からぎくしゃくした話をする事がどうかという提言だろうと思います。</p>
小野委員	<p>それは確かにわかりますけれども、もし福富町が応募して福富町というのが多かった場合、どういうふうな取扱いになるかというふうなことは…。</p>
議長	<p>選定の話は別です。応募の話ですから、応募の段階でいけませんということを最初から入れるかどうかの話です。ここで言っておりますのは、一番心配したのは、旧町名が入ってきて多いからということで主張されるのはいかんというのがまず第1点にあるわけです。ですから、数の論理では選定はしませんよということがここに入っております。極端に言うと、2、3点しかなくても皆さんにご披露といったときに、やっぱりそりゃよかばいということになれば、そういうことになるかもわからないしですね。そういうことで、むしろ私の希望としては旧町名を使わないでいいものがあれば、それが一番いいなと思っているわけですが、私自身も今の段階ではいいアイデアがございませんので。</p>
小野委員	<p>それは少数意見も幹事会の中で取り入れるということはわかっておりますけれども、旧町名を入れて募集した場合の数のあり方についてどうとらえるかということもここで協議をしていただかなければですね。</p>
議長	<p>今申し上げましたように、ここで決めてしまうという、そこまでぎくちしてしまうというのがどうかということを今問題提起しておるわけです。いろんなことを弾力的に、今、小野委員さんが言っていたのは、選定をどうするかということですから、この選定についてはまだ期間がありますから協議をしましょうということです。選定についてどうしていくかということについては、募集の間に協議をしていく、幹事会で検討してもらおうという話になりますけれども、公募のところできなり、今日そこまで即決することはいいかどうかの話を、今、皆さんの意見を聞いておるところです。</p>
樋口委員	<p>有明町の樋口です。募集するからには条件も多少必要だと思えます。</p>

	<p>条件がなかったら幹事会で選定するときに困るわけですよね。どういう条件でそれを選んだかということも必要だと思います。さっき言われたように、11月17日から募集をかけるとするならば、とりあえず旧町名は使わないじゃなくて、何でもいいですよという募集をかけて、後、幹事会と協議会で選定方法、条件を協議するということがでしようか。</p>
<p>議 長</p>	<p>今、樋口委員さんが言われたのは、後、選定方法の中でというのは私が言ったような趣旨だろうと思います。ただ、有明の町長さんは、もう少しじっくり考えて、そこまで条件を入れていくかどうか。私が言ったのは、極力使わないという文面でも出せないかなという話を事務局とか幹事会にしたというのは、旧町名は極力使わないことで応募をやってくれんですかと、その中で旧町名が出てきたときに、いかんよということじゃなくて。ただし、その後の話は選定ですから、選定をどうしていくかという協議をしなければならないわけですね。</p> <p>ですから、できるだけ早く公募をしたいということで、今日、公募することについての線までは結論をいただきたいなと思っております。</p>
<p>小 野 委 員</p>	<p>そうした場合、今のような協議をまた後だってせにゃいかんごとなりはせんですか。後送り、後送りで。</p>
<p>議 長</p>	<p>後送りじゃないですよ。ただ、そこで門前払いをしないということは、意見がいろいろ出てきた中で極力使わないというふうに言っているけれども、出てきたときに、やっぱりこいしかなかのいうふうには、あるいは全然なかったときにどうするかという話があるからですね。ですから、それを最初から門前払いするんじゃないかと、選定委員会の中で数が多かったからといって優先に取扱わないよとか、旧町名はもう優先的には取扱わないよという決め方は決めていいわけですから。</p>
<p>片 瀨 ( 弘 ) 委 員</p>	<p>有明の片瀨でございます。私は、門前払いが悪いということじゃないんですよ。門前払いするなら半月ぐらい考えて決めていいんじゃないですかと言っているんですよ。17日には2回目の合併協議会が予定されているんです。17日から募集するとなっているのを18日からと1日予定を遅らせても、17日まで考える。みんな考えてきたけど、議論したけど、やっぱりこれは3町の名前はねぐろうじゃないかとおっしゃるなら、それでスタートしていいと思うんです。ただ、ねぐることを一遍</p>



樋口委員	<p>で言って、すぱっ、すぱっとねぐってって話を始めることが適当かなと。</p> <p>提案いたします。継続審議にしていただけないでしょうか。先ほどうちの町長から言われたように17日があることですから。</p>
議長	<p>即決ということになぜ私がこだわっているかということ、今までの協議会の中でも、強行に言ったとか、少数意見であっても通すと、そこで即決をしていくということが今までの協議会の中でもネックになっている部分があるわけです、現実的に。ですから、そういうことは極力避けたいという意味で即決、例えば、強く言った方を通すとか、それはやっぱりできない。だから、いろんな意見を聞きながら皆さんの、時間を多少とっても、今、片淵委員から話が出たように、使わないなら使わないでも、それは別に構わんわけですけれども、今日そこまで門前払いをするかどうかというのが私としてもちょっと心配なところがあるということを申し上げたところです。</p>
久原委員	<p>福富の久原でございますが、何回も言うようですけれども、募集をするならば、応募をしていただく方にある一定の条件を示していないという、後で非常に不親切なことになってしまうおそれがあるわけですね。旧町名もいいですよ、あるいは対象としませんよということをどちらかはっきりした中で募集をしないという、結果の中で3町の名称はある程度論外的に取扱いをなしてしまう。それではせっかく応募した人に非常に失礼になる、そういったことが起きてまいります。</p> <p>それと、第5条に「幹事会において5作品程度を選定し」ということがございますけれども、3町の旧町名もいいですよ、対象にしますよとしたときに、恐らく3町の名称が、非常に愛着のある町名ですから、恐らく相当な応募数が予測できると思うわけです。その中で幹事会で5作品を選定するということですが、この5作品の中に3町の名前を3つ入れれば、新しい名称というのは2つしか残らないわけですね。幹事会の中でも、3町の名前が出てきたときに、さてどれにしようかというのは恐らく幹事会の皆さんも大変難儀されると思いますよ。我々では手に負えんと、協議会に丸投げして協議会で決めていただくというふうなことにしかならんわけですので、その辺はもう少しよく考えていただきたいと。</p> <p>もう1つですが、これは6町のときの反省でもございますけれども、最終的に「杵島市」という名称に決定はしたわけですが、特に協</p>

<p>議 長</p>	<p>議会のメンバーの若い皆さんの中から、「杵島市」というのには非常に抵抗があると。夢のある新しい名称がいいという主張もかなりございました。その辺のことも、今回、6町の反省を踏まえてということもございますので、そういったところもある程度は配慮すべきじゃないかなというふうに思っております。</p> <p>今の意見に対しては、私どもというか、事務局との話の中でも、条件をつけないんじゃないですよ。条件をはっきりしなければ皆さんが迷うというのは、皆さんから意見が出ているように。ただし、今意見が出たように、条件をつけるとしても、もう少し時間を、即決するのがどうかという話の議論に今なっていることであって、条件をつけないという話じゃないんです。それが1つ。</p> <p>それから、5作品というのは、ここに書いてありますように5作品程度ですから、5作品を絶対せにやいかんということじゃなくて、なければ3作品になるかもわからんし、6作品になるかもわからんわけです、4つになるかもしれない、6つになるかもしれない。しかし、これは今後の選定の方法の中で協議をしていくべきだ。</p> <p>今ここで議論をお願いしたいのは、皆さん方の意見を聞いて確認をしたいのは、応募をどういう形にしていくかのことなんです、選定の方法じゃなくて。</p>
<p>北 村 委 員</p>	<p>白石町の北村です。今おっしゃったように、私も同じことを思いました。5作品程度だったら残るのは2作品か3作品だと。しかし、考えたらこれは5作品と決まっているわけではありませんで、そのときに10作品でも15作品でもいいわけですから、これは何とでもなると思います。</p> <p>確かに、前回も、やはり「杵島」という決まった名前よりも新しい夢のあるということが多かったです。実際、これを応募するときに3町の名前を入れていいとか入れていけないとか、そういうことに触れなくていいと思うんですね。ただ、これから新しく始まる町の名前をつけてくださいということを提案されるべきで、3町の名前を使っていいですとか、いけませんとか、そういうことは本当に必要なのだろうか。</p> <p>1つ、どうして公募するのかといいますと、それはここで決めきれないからみんなも参加してよという合併に対する住民の方たちの関心とか、合併に向ける目というものを啓蒙するという大きな1つの意味があると思うわけです。</p>

<p>議 長</p>	<p>そういったことから考えますと、広い器の中で応募して、先ほどからおっしゃっているように、選定のところでどうするかということを十分議論する余地があると思います。</p> <p>今、北村委員さんから、1つは公募の意義の話、あわせてそこら辺は広く求めていって選定をどうするかというところをきちんとやっていけばいいじゃないかという話です。</p> <p>ほかに。</p>
<p>中 野 委 員</p>	<p>市町村課長の中野でございます。皆さん方、それぞれ町を代表して来られて、それぞれの町の名前に愛着を持って議論されているなというふうに思っております。</p> <p>そういう中で、私、3町に住んでおらない立場で客観的に見た場合のことで話をしますけれども、今ここで議論されているのは、いろんな選択肢が3町の中にあるからこういうふうになっているんだろうというふうに思っております、それは何かというと、単に白石町ということではなくて、佐賀白石平野とか、そういう大きな地区名としての白石というのが歴史的にあるんじゃないかなという気がしているわけですね。例えば、小城郡でいきますと、小城郡小城町、小城郡芦刈町、小城郡三日月町となっているときに、小城市という名前を選択するときに、皆さん方、非常に抵抗がありました。そういう中で郡の名前があるからということが1つの大きな方向として小城市ということを選択されたと思いますが、そういうことで、白石郡じゃないですけれども、そういう総称としてのこの地区の名称というものが広く皆さん方あられると思うんですよ。私は外から見てると特にそう思ひまして、それは単に白石町という行政名であるというよりも、もう少し広い歴史的な名称といひますか、そういうことからきているんじゃないかと思っております。白石地区農協というのも、そういった中である意味では定着してきているというふうに思っております、そういう状況の中で、今ここで旧町名を外すという選択をした上で応募されるというのは、現実的に抵抗が強過ぎるんじゃないかなと思っております、やはりそこは、それぞれが、それぞれの立場を尊重しながら、だからといって特定の名称に集票行動をするような、例えばオールスターで活動もしていないような選手の名前がノミネートされるというような、そういう集票活動というのは厳に慎むべきだと思いますけれども、やはり応募の仕方としては、幅広く住民の意見を聞くという姿勢の中で決めていっていただいたらどうかなとい</p>

	<p>うふうに思います。今日決められるとすれば、そういう選択肢しかないかなと思っております。ただ、もう少し協議して選択される余地があると思いますけれども、そうはいつでも、次の回にしても同じような議論の繰り返しになると思いますので、やはり幅広く意見は意見として住民の方の意見を聞いた上で選択の中で決められていく方がいいんじゃないかなと私は個人的に思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>時間もきましたところで、今、中野課長が言われたことなり、あるいは継続協議という話もありますけれども、幅広く意見を求めていくと。言うならば、私としては、極力、旧町名以外の名前を希望するところでございますけれども、公募の仕方としては、居住の範囲はもう少し広げていく、びしっと限定しないで、別から公募があったときには住所確認までしていくのかどうか、そこら辺、事務局の方にも、あるいは幹事会の方にもお伺いをしたいことがあります。これが1つです。</p> <p>それから、今の話のように、今、ここに書いておりますようなことは、もともと趣旨としては旧町名を使わないということは一切うたっておりません、ここの中には。ということは、旧町名が出てくるのはやむを得ないと。あとは選定の方法しかございません。その中で旧町名をどう取扱っていくのか。出てきたときに数が多かったから、少なかったからというのは、最初ここにうたっておりますように、数が多いからということと言ったら、これはもうありきになって、さっき話がありましたように、白石町が人口も一番多いわけですから、ある意味から言うと白石町ありきみたいな話になってしまいます。これは厳に慎むべきだということに思います。そういう意味では、幅広い名前を公募すると。そういうことで、後、選定のときに旧町名をどの程度、どういう考えでいくか、こういうことも含めて考えていく方法も1つだろうと思います。</p>
<p>小 野 委 員</p>	<p>小野ですけれども、最終的に幹事会で選定されてここに上がってくるわけでしょう。</p>
<p>議 長</p>	<p>幹事会で選定する前に、幹事会じゃなくて、ここで選定の方法等もまだ協議が残っているわけですよ、どうしていくかという。旧町名をどう取扱うか、幹事会でももちろん検討してもらいますけれども。</p>
<p>小 野 委 員</p>	<p>5 作品を選定しという…。</p>

議	長	5 作品を選定されるのは1 カ月先の話ですよ。その間に選定をどうするかという協議をしましょうというわけです。
小 野 委 員		5 条の2 項には、そういうふうを選定しと。
議	長	これは出てこないとできないわけですから、出てくる前に協議をしましょうと。
次	長	先ほどございました選定の方法につきましては、「その他、新町名称の選定に関し必要な事項については、会長が別に定める」というのが第8 条にあります。事務局の案どおりにいけば1 1月1 7日から1 2月1 6日までの1 カ月間の公募期間がございまして、その間には第2 回、あるいは第3 回の協議会と2 回ございます。その中では、こういった形で選定に関して事務の履行をするかということは、この協議会の場にお出しをして、先ほど出ましたように、旧町名を使うなら使うで、使った場合については、こういう形で選定をしていきましょうよということはこの場でご協議をしていただく。必ずご協議していただかないと、その選定方法にのっとり幹事会の方で5 作品なりを絞っていく、ふさわしい町名が何なのかという形になりますので、それは必ずご協議をしていただきたいと思っております。
樋 口 委 員		有明町の樋口です。募集をかけるとき、旧町名を使わないとか入れてなかったとすれば、その後で協議会で、旧町名を使わないとなったら、あなたが募集されたのは没になりますよという結果になるわけですよ。ちょっと失礼にならんかなと思うわけですけど、いかがでしょうか。
議	長	それは選定するときの基準として、私が一番最初に言いましたように、旧町名を優先的に取扱うかどうかという問題なんですよ。というのは、公募した皆さんは、それぞれに思いを持って公募されるわけですが、採用されなかったら失礼になるということになると、1 作品以外はみんな失礼になる話になるわけですが、そうじゃないですよ。ここの中で協議をして選定をどうしていくかという決め方をですよ。
小 野 委 員		小野ですけれども、やはり投票する人は、それだけやっぱり今まで住んできた白石なら白石、有明なら有明、福富ということに愛着を持っている中で公募されると思うわけですよ。その中で私たちが…（「議長、継続審議にさせていただきたいと思います。同じことばかり言っても何に

<p>議 長</p>	<p>もなりません)と呼ぶ者あり)だから、旧町名を使うか、使わんか、同じことじゃないと思うんですよ。</p> <p>今、私が言っていることは、即決をするために押し通すということは非常にいかん部分があると、話し合いをするのに。というのは、俺の意見を通せさということになってしまうから、それはいけないと私は言っているわけです。</p>
<p>片渕(弘)委員</p>	<p>旧町名を使う、使わんということは決めていいと思うんですよ、公募する前に。11月17日から公募するとなっているのを18日からにして、17日の2回目の合併協議会で決めてから公募にかかりましょうよと。ただ、何事も意見をねぐるということを、協議会にかかってきて、これはせんということを一週で決めてするような協議会のあり方がいいですかと言っているんです。やっぱりみんな穏やかにいくために、すすっと決まっていくのはいいけど、みんなの意見が割れたらひと休みしてスタートしたらいかがですかと申し上げているので、公募前に決めていただいて結構ですけど、ひと休みして継続にさせていただいて、公募するときにはきちんとお決めになっても結構ですけど、そうしていただければと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>実を言うと、今回の協議項目で一番難しいだろうと私が思っているのはこの項目なんですよ。これは皆さんもそう思っておられると思います。そういう中で、時間がないということもありますけれども、ここで即決して出てきたからといって、ここでどうでも決めていこうと、そういう形じゃなくて、もう少し時間をとることも1つの選択肢じゃないかということをお願ひしているわけです。</p>
<p>小野委員</p>	<p>小野ですけども、それはわかります。しかし、さっき久原委員さんが言われたように、第1回目からこういう協議をして、町民の方々に、新町の名称についてどういう協議がなされたかと言われた場合、持ち帰って協議しますじゃなくして、町民にある程度理解してもらえるような私たちの発言と申しますか、意見と申しますか、そういう面は伝えていかなければならないと私は思うわけですね。</p>
<p>議 長</p>	<p>わかりますけれども、それは時間を置いて協議することにしたということで皆さんがもう1回してですね。そうしないと、協議のあり方ということの面も1つはあるわけです。例えば、即決することを進めていい</p>

	<p>のかどうかという話があります。だから、時間が必要なものは必要なものとしてとってもらってもいいんじゃないかと思います。</p> <p>私の裁定じゃないけれども、私の案を申し上げさせていただきますと、今、有明町長さんから言われたように、次回まで継続にさせていただきます。そして、いい案を皆さん、いろんな案があるだろうと思います。例えば、旧町名を使う、使わないだけの問題じゃなくて、そういうことも含めて、場合によっては、それとあわせて選定のときも、こういうことも考えてほしいということがあれば、そういうことも含めてぜひ考えてほしいと。</p> <p>そういうことで、継続協議にさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 次	<p>長 それでは、そういうことでいろいろ意見が出ましたが、3町合併協議会の中で難しい協議の1項目だというふうに考えておりますので、次回にはそれぞれまた皆さん方の意見をお伺いしたいというふうに思います。</p> <p>次の項目の「その他」について事務局から説明いたします。</p> <p>長 時間も大分過ぎましたけれども、資料は35ページになります。ここに合併協議会のスケジュール表をつけております。本日が第1回ということで、次回の第2回につきましては、先ほどから話がありますように、15年11月17日月曜日、時間は、申し合わせでは1時半ということになっておりますが、17日につきましては、都合によりまして9時からということで朝早うございますが、9時からの開会をお願いしたいと思います。場所は福富町公民館でございます。あと第3回、第4回、第5回、第6回ということで今のところスケジュールを組んでいるところでございまして、それぞれの協議会では、こういった協定項目の協議をお願いしたいということでお出しをしております。協定項目につきましては順番が前後するかもわかりませんが、基本的にはこの内容でいきたいと思っております。</p> <p>先ほど来話がありました名称につきましては、継続協議ということで、次回の17日に継続審議をお願いしたいと思っております。</p> <p>36ページ、37ページにつきましては、体制の部分でございますので、それは前にご説明いたしましたので、参考までに見ていただくということでよろしく願いいたします。</p>

<p>議</p>	<p>長</p> <p>今、説明いただきましたけれども、協議項目をずっと出しておりますけれども、このことは1つは16年度の各町の予算、あるいは施策と絡んでくることも考慮してこういうことにさせていただいている部分もあります。順番どおりいていない部分もございますので、ご理解いただきたいということが1つ。</p> <p>それから、場合によっては、またそこら辺の入れ替えも、もしかしたら各町からそういう意見が出てきた場合には、そういう入れ替えもあり得るということも、この順番どおりに必ずやっていくということではない、ほとんどはこういう形になるわけですけれども、そこら辺はご理解をいただきたいと思います。というのは、先ほど言いましたように、16年度の各町の施策、それから予算、こういうことに絡んできますので、この部分もよろしく願いたいと思います。特に、各町の関係の方々は、このことを踏まえてもう一回このチェックもよろしく願いたいと思います。</p> <p>以上で協議項目はすべて終了いたしましたけれども、事務局の方から何かございましたらお願いします。</p>
<p>局</p> <p>議</p>	<p>長</p> <p>特別ありません。</p> <p>長</p> <p>それでは、すべての報告事項、協議事項について終了いたしましたけれども、今後とも皆さん方のご協力をいただき、そして、3町が合併できるような、立派な町ができるようにということで進めてまいる所存でございます。どうか皆さん方のご協力をお願い申し上げまして、今日の協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">（ 閉 会 ）</p>